

「湘南鷹取 1・4 丁目自治会館」デザインコンペティション Q&A

締切：令和 8 年 9 月 3 0 日 16:00

回答：令和 8 年 1 0 月 5 日

NO 1

Q 1	解体範囲について 1 建屋本体の解体については明記されているが、外構周りで、測量図に示されている、入り口及び裏口の階段、及びブロック塀などについては、解体は行う予定なのでしょうか。
A 1	入り口の階段及び東側ブロック塀は解体を行う予定です。裏口の階段と擁壁部（大谷石）は、解体しません。
Q 2	解体範囲について 2 上記、階段、及び塀の解体を行う場合は、自治会にて行うと考えてよろしいでしょうか。また、解体に要する費用も今回の事業費には含まれないと考えてよろしいでしょうか。
A 2	新しく築造する擁壁の範囲・仕様と関連する為、本体工事と合わせて解体・新設で見込むものとします。解体箇所は、A 1 で回答した通りで、解体費用は、自治会で負担します。
Q 3	解体範囲について 3 塀に関しては、要綱 6.2. vi で、耐久性の高い擁壁及び塀への改修という事が要望として記載されている為、四周すべての塀の既存利用は不可と考えてよろしいでしょうか。あるいは、一部については既存利用と考えてよろしいでしょうか？その場合、どの面の塀かご教示ください。
A 3	自治会の主な改修の要望としては高低差の大きい南側の擁壁と、東側の CB 塀の改修です。四周全て既存利用不可ではなく、安全性が担保される形であれば既存利用も可とします。
Q 4	解体範囲について 4 及び地盤レベルについて Q 2 の回答として、階段の解体が行なわれた場合、建屋等解体後の引き渡し時の敷地の地盤レベルは、現状の測量図にあるように、周辺道路から最大で 1.56m ほどのレベル差のある状態のまま（盛り土された状態）で、整地されない状態での引き渡しと考えてよろしいでしょうか。
A 4	既存の建屋及び東側 CB 塀、物置・植栽などは全て解体・撤去とし、擁壁及びレベル差については既存のままで引渡しを想定しております。
Q 5	解体範囲について 5（他残置物について） 既存建物の基礎、及び植栽などはすべて撤去の上、残置物はないものと考えてよろしいでしょうか。 逆に、植栽（樹木）等で残す必要のあるものがあれば、ご教示ください。
A 5	A 4 の通りです。植栽（樹木）で残す必要のものはありません。
Q 6	既存建物の解体範囲を教えてください。 東側の塀は解体に含まれますか。敷地内埋設物（雨水・污水配管）は解体に含まれますか。
A 6	東側の塀については A 4 の通りです。 敷地内埋設物（雨水・污水配管）は解体に含まれます。

Q 7	東側の塀が解体工事（自治会にて行う）に含まれる場合、解体範囲や解体時期を希望し調整していただくことは可能でしょうか。 それを前提として事業費を算出しても良いでしょうか。
A 7	東側の塀は自治会の解体工事に含まれます。 解体範囲や解体時期については自治会が隣家と協議の上決定するものとします。
Q 8	北西角の電柱から南側 T 字路にある電柱まで、敷地内上空をワイヤーが通っています（ワイヤーが越境している）。 支線撤去時に敷地内上空を通っているワイヤーも撤去予定でしょうか。
A 8	各自調査をお願いします。
Q 9	スケジュールについて 建設費の一部として、横須賀市の町内会館建設費等補助金を使用する計画とされており、 1) 令和 8 年度に仮申請 ※コンペ終了後なので実質、令和 9 年 1 月～3 月が想定される ↓ 2) 令和 9 年度 本申請 ↓ 令和 9 年度内施工（ → 令和 10 年 2 月竣工） のスケジュールが示されているが、当スケジュールは横須賀市の担当部署と事前協議済みであり、実現可能なスケジュールと考えてよろしいでしょうか。 尚、他の横浜市等での補助金の申請プロセスでは、 1) 施工年度前年度“夏頃”締切：希望申出提出 → 年度末、補助予定団体、予定額の決定 2) 施工年度：本申請提出 施工後、現地調査＋審査後、年度末に補助金支給 というプロセス、スケジュールとなっている。 （つまり、横浜市では現状、令和 8 年度の仮申請は不可） このため、横須賀市の場合でも、令和 8 年度の仮申請に締切りがあり、それが現状、過ぎていた場合には、すべてのスケジュールが 1 年先送りになるが、それでも問題ないでしょうか。 当方でも、横須賀市のホームページなどで調べたが、締切期日などの明記が見受けられなかった為、当質疑にて確認をさせていただきますでしょうか。
A 9	自治会と横須賀市の担当者と来年度補助金を受けることで調整済です。来年 4 月に必要書類を提出すれば、補助金申請が確定します。

Q10	補助金の申請、および利用について 補助金の申請や利用にあたっては、自治会会員へ事業内容の説明を十分に行い、申請時点までに総会において総意が得られていることが必須、前提条件となります。こちらについては、問題ないでしょうか。
A10	問題ありません。
Q11	現状の自治会館の施設内容について 既存建物の図面（間取り図などでも可）をご提示いただくことは可能でしょうか。
A11	提供できる資料はありません。
Q12	建蔽率の角地緩和は建築協定の建蔽率制限にも適用されると考えて良いか。
A12	各自調査をお願いします。
Q13	2階建ての場合、バリアフリーに配慮して、EVなどの設置は必要か。
A13	EVは不要ですが、高齢者などの利用にも配慮した階段の計画をお願いします。
Q14	構造の指定はないと考えて良いか。
A14	構造の指定はありません。
Q15	募集要項6-2iv他（計画条件他） 計画規模は少なくとも300平米程度（90坪）は必要かとお見受けしますが、昨今の建築工事坪単価を踏まえると総事業費7000万円は現実的ではないようにも感じます。 どのような想定でいらっしゃるのかご教示ください。
A15	総事業費に納まる内容でご提案ください。
Q16	広報掲示板について 既存の広報掲示板のサイズをご教示いただけますでしょうか
A16	本体 1700w×1000h
Q17	小会議室について、印刷機・コピー機とありますが事務室（管理室）も併用するということでしょうか？印刷機の大きさも教えてください。
A17	事務室(管理室)は求められていません。 印刷機（1500w×800d×1000h）1台とA3対応インクジェットプリンター（500w×500d×350h）1台の設置スペースを見込んでください。

Q18	収納庫 1 に記載の机等のサイズは正確か。 また机等は折り畳み可能なものか。
A18	記載の寸法は長机 15 台の収納に必要な寸法とお考えください。 机は折り畳み可能なものです。
Q19	長机 15 台、L2550×W510、H1450 サイズに間違いはないでしょうか。 長さが長いのと高さが高すぎるのでは。
A19	A18 の通りです。
Q20	会議用テーブル 1 2 台、パイプ椅子 6 0 脚は、外部で使用するのでしょうか
A20	外部で使用します。
Q21	複数のサークル活動が同日に重なることはありますか。 同日に重なる際、大会議室の利用は想定されますか。
A21	サークル活動の重複はあります。大会議室は、パーティションで区切って使用することは、 考えておりません。重複した場合は別室を使用します。
Q22	現在または今後の日常の自治会館の管理方法は、常駐管理でしょうか。
A22	常駐ではありません。セキュリティ設備を考慮してください。
Q23	施工会社はどのように決定するのでしょうか。 設計監理者となったものが、施工業者の紹介を行う、または自社で施工まで請負をする提 案を行うことは可能でしょうか。
A23	横須賀市「町内会館建設費等補助金」の要件から施工会社は横須賀市内の事業者を優先し、 設計者が施工者選定の補助をするものとします。要件を満たす様であればご提案して頂い ても結構です。
Q24	応募者の資格に、建築士事務所の賠償責任保険に加入していること。(※設計者に選定さ れた場合に保険加入する旨の念書の提出を含む)とありますが、現在加入をしていない場 合、応募書類を提出する際に同時に念書を提出すれば良いということでしょうか。 また、念書の書式は公開いただけますか。
A24	現在加入されていない場合は、念書を作成の上ご提出ください。 念書の決まった書式はありません。